

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録（第3号）目次

（輝くふるさと常任委員会）

平成25年3月8日

【開会】

【議案第7号～議案第23号審査】

日程第1	議案第7号	平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）	1
日程第2	議案第8号	平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算 （第3号）	6
日程第3	議案第9号	平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	7
日程第4	議案第10号	平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算 （第3号）	7
日程第5	議案第11号	平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	8
日程第6	議案第12号	平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算 （第1号）	8
日程第7	議案第13号	葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	13
日程第8	議案第14号	情報公開条例の一部を改正する条例	15
日程第9	議案第15号	個人情報保護条例の一部を改正する条例	15
日程第10	議案第16号	葛巻町新型インフルエンザ等対策本部条例	16
日程第11	議案第17号	町営住宅条例の一部を改正する条例	17
日程第12	議案第18号	葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例	18

日程第13	議案第19号	葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例・・・・・・・・・・	19
日程第14	議案第20号	葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例・・・・・・・・	20
日程第15	議案第21号	葛巻町準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定 める条例・・・・・・・・・・	22
日程第16	議案第22号	グリーンテージ太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについて・・・・・・・・・・	22
日程第17	議案第23号	平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の 処分について・・・・・・・・・・	22

平成25年第10回葛巻町議会定例会会議録 第3号 (輝くふるさと常任委員会)

告示年月日	平成25年2月8日(金)					
招集年月日	平成25年3月6日(水)					
招集の場所	葛巻町役場					
会 期	平成25年3月6日～平成25年3月18日 13日間					
会議の月日	平成25年3月8日(金) 開会10時00分 散会11時23分					
応招・不応招 議員及び出席 並びに欠席議員 (凡 例) ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 遅 遅 早 早	議席番号	議員氏名	出席の有無	議席番号	議員氏名	出席の有無
	1	柴 田 勇 雄	○	6		
	2	鈴 木 満	○	7	鳩 岡 明 男	○
	3	姉 帯 春 治	○	8	辰 柳 敬 一	○
	4	小谷地 喜代治	○	9	高 宮 一 明	○
	5	山 岸 はる美	○	10	中 崎 和 久	
会議録署名議員	3 番	姉 帯 春 治		8 番	辰 柳 敬 一	
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子		議会事務局副主幹 兼総務係長	千 葉 隆 則	

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	農林環境エネルギー課長	荒 谷 重
	副 町 長	觸 澤 義 美	建設水道課長	山 下 弘 司
	教 育 長	中 田 直 雅	教育委員会教育次長	近 藤 勝 義
	監 査 委 員		病院事務局長	鳩 岡 修
	総務企画課長	村 中 英 治	農業委員会事務局長	深澤口 和 則
	政策秘書課長	丹 内 勉	総務企画課総合政策室長	服 部 隆 行
	住民会計課長	上小路 隆 男	総務企画課財政係長	大川原 洋 一
健康福祉課長	野 表 壽 樹			

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、8名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

今日の審査日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりです。

これから、今日の審査日程に入ります。

議事の進行上、各委員及び当局にお願いします。

質疑する委員は、質疑する箇所のページを示して簡潔にお願いします。

なお、質疑事項は1回につき、2、3点に区切り行い、関連した質疑以外は、改めて発言の機会を求め、行っていただくようお願いします。

また、質疑応答の際は、職名を言ってから、簡潔にお願いします。

それでは、日程第1、議案第7号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から、11ページについて、お伺いをいたしたいと思います。

歳入の部分で、町税で9,759,000円の減額補正となっております。

この中身を見てもみますと、23年度の所得割の町民税の実績とこの予算上では、最終的にはほぼ同額程度になるかと私は見ておりましたが、今回この9,759,000円減額に至った経緯、それから、現在の徴収率の状況等、特に町民税の中でも所得割が一番課税額が多い、これで町民税が決まってくると言っても決して過言ではないわけですので、最終補正でこのように減額になった経緯、その内容についてお伺いをいたしたいと、このように思っております。

次に、地方交付税の部分で、今回の補正は、震災復興特別交付税78,996,000円の補正額、昨年度も確か28,000,000円ほどの震災復興特別交付税だったように記憶いたしております。

それで、これも時限立法で交付される交付税と思っておりますが、例えば国の制度でも特別交付税制度とまた違った震災復興特別交付税でございますので、こういったような交付に当たっては、当町の場合は直接の大きな災害、被害、そういうようなものがないわけでございますけれども、このように、昨年度と比べましても50,000,000円ほどの多額の交付税が交付される、こういったような中身については、どのような事情から、この交付税が交付されてくるのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

住民会計課長。

住民会計課長（上小路隆男君）

1点目の、町税の減についてのご質問にお答えいたします。

調定額の減少による減額でありまして、当初予算見込額と実績による差額を減額補正するものでございます。

当初では、課税標準額 2,519,390,000 円ほどの 100 分の 6 の税率によりまして算出されます金額に、97.5 パーセントを見込みまして、147,384,000 円ほどを予算計上したところでございますが、平成 25 年 1 月末の調定額が 141,147,000 円と見込まれることから、当初のものを用いまして計算しますと、137,625,000 円の収入見込みとなるものでございます。当初と比較いたしますと、9,759,000 円ほどの減少となるというように予測しておるものでございます。このようなことから、目標収納額を、前年度調定額の 97.5 パーセント、年度末調定額 97.5 パーセントの 137,625,000 円に改めまして、9,759,000 円を減額補正するものでございます。

この主な要因といたしましては、所得の伸び悩みでありまして、特に農業所得者の所得割額が 5,218,000 円と、前年度に比較いたしまして 4,000,000 円ほど落ち込んでおるものでございます。これが、主な要因というふうに分析しております。

次に、24 年度の徴収率の状況でございます。

25 年 1 月末でございますが、町民税の調定額が 180,699,324 円でございます。これに対する収納済額が 129,026,557 円というような状況でございます。率にしますと 71.4 パーセントというような状況になってございます。これを前年比較しますと、前年が 71.5 パーセントというような状況でございます。前年度同程度の収納率となっている状況でございます。ご理解を賜りたいと存じます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

それでは、2点目の地方交付税の関係で、震災復興特別交付税でございますが、今年度の関係につきましては、情報基盤の拡張事業を今年度実施してございますが、この関係で 257,496,000 円、それから、後ほど詳しくご説明申し上げますが、地籍調査の関係で 1,500,000 円、除染対策の関係で 50,000,000 円、この三つが対象になってございまして、合計で 308,996,000 円となっているところでございます。

震災復興特別交付税につきましては、23 年度の国の補正予算において、新たに創設されたものでございます。直接大震災に関わる財源の調整といえますか、そういった関係でできた制度でございまして、ひとつには、その際の国の補正予算を活用して行う防災・減災事業についての地方負担分ということで、これが情報通信基盤の事業の関係でございまして、そのほかに、当町では対象はございませんが、公営企業等の災害復旧事業、それから、それ以外の国の補助、通常補助があるものの関係ということで、これは地籍調査事業ですが、当町の最後の調査地区が完了して、まだ登記が済んでいない状況

で震災があったということで、その部分について、田部の部分でございしますが、もう一度、震災を受けて再調査というようになってございします。再調査をしないと登記ができないということで、この関係での事業を実施しておりますが、その地方負担分、当町の負担分が1,500,000円ございしましたので、その部分についての交付、あるいは建物等の震災における災害復旧の地方負担分ですとか、職員派遣の関係の費用ですとか、非常勤職員の公務災害の費用ですとか、震災によって影響のあった選挙の費用ですとか、あとは原発関係の除染対策ということで、これにつきましては50,000,000円いただいてございしますが、これにつきましては、当初除染対策用のトラクターを購入しまして、それを使って除染対策を進めるということでの申請をしておりますが、最初は購入費が該当するということございしましたが、詳細に詰めた結果、購入費ではなくて、最終的にはリース代が対象になるということで、そういう対応、3月からリースということになってございしますので、当初はこの50,000,000円は購入費として申請したもので、それが、その後交付になってございしますので、実績としてはリース料で3月分から1,500,000円発生しますので、この48,500,000円分については、25年度において清算になるということございします。25年度において、1,500,000円掛ける12カ月分のリースが発生しますので、その差し引きで清算になりますし、リース代はその後も続きますので、その続く間は、震災復興特別交付税で措置をされるというように見ているところでございします。内容的には、そういった内容になっているところでございします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

よく分かりました。

町民税については、前年度実績とほぼ同様な傾向と受け止めてよろしいですね。

それから、震災復興特別交付税も分かりました。これは、関連という感じで、情報基盤とか除染業務というようなものに使われるということで、今回、また国の大型補正があるわけですが、こういったような部分についても、あるいは新年度予算についても、震災復興特別交付税の市町村への交付項目はどのような形で起こされているのか、その見通し。今年度の分は、このような形で出てきておりますが、新たに今回の国の補正、それから新年度の予算との関連はどのようなになっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

これは、23年度の補正予算でとられた対応でございしますので、それに該当するものについては継続していくかと思われしますが、今後の部分については、別なものというふうに認識してございします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。小谷地委員。

小谷地喜代治委員

41 ページの災害復旧費の部分で、公共土木施設災害復旧事業費が38,000,000円ほど減額になっておりますが、そういった部分の内容をお聞かせいただきたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えいたします。

この災害復旧事業は、23年災の河川、それから道路災害等の関係の災害でございましたが、24年度会計分と、それから23年の繰越会計分がございまして、325,763,000円分を23年度で繰り越して、24年度で実施してきてございました。それが、実績で269,146,000円ほどになったものですから、その中で、24年度分の38,885,000円分の事業も、23年度分でできるという形になりまして、それに伴って、24年度で予算計上した部分を実施したという形になりまして、今回補正で全額を落とすものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

小谷地委員。

小谷地喜代治委員

23年度分を24年度分に繰り越したということですが、そうしますと、24年度で23年度分の事業は終わるということですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

はい。23年度の会計分の事業は全部完了でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

歳出の方でお伺いしたいと思います。

19ページの病院建設の事前調査業務が、減額の12,100,000円ほど出ておりまして、

この事前調査に係る業務は、これで、すべて終わりというようなことでしょうか。

そしてまた、この委託されました成果品、そしてまた、その成果品から出てくる施策は、どのような方向になってくるのか、その中身について、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、もう1点ですが、20 ページの基金への積立金、今回、地域づくりの振興基金で100,000,000円強積み立てになっているわけですが、この原資となる部分はどのようなもので、ここに100,000,000円積み立てられたのか、その中身について、お尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

病院会計の補正予算について、お答えいたします。

減額につきましては、大きな理由が二つございまして、一つは実績減、それから、もう一つが測量業務、あるいは物件移転補償業務等について2カ所分、予備分も当初みてございましたので、その分を今回減額させていただきました。

それで、進捗状況ですけども、不動産鑑定業務というのがございまして、これにつきましては測量業務等が終わって、境界確定等がならないとできないという部分がございますので、この部分については、まだ未発注でございまして、これについては、繰り越しをお願いしたいということになるかと思っております。

これらの成果につきましては、概ね3月末に出そろうかと思っておりますので、そういったものももちまして、これから町の考え方等を整理いたしまして、地権者の皆様にご提示し、ご相談申し上げるという段取りでございまして、よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（村中英治君）

基金積立金の財源の関係でございまして。

これにつきましては、今回、震災復興の特別交付税の関係での増額、あるいは臨時財政対策債の部分の確定に伴う計上という部分がございますので、そういった部分といたしまして、震災復興特別交付税の情報基盤の部分が大いわけでございますが、これについては、当初、財源的には措置していた部分等がございましたので、今回、交付税として入ってきた部分では、その部分が、そういった財源に向けられた部分がございます。そういったようなことでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

病院の方の関係ですが、これから不動産鑑定などをして、3月末でいろいろ確定なところをやっていきたいというような答弁だったように聞いておりますが、場所は正式にまだ決定されていないわけですが、今回の事前調査をおやりになって、現在地の付近に有力というような形になってくるのでしょうか。それとも、全く白紙から、また別なところも事前調査というようなこともあり得るのでしょうか。その点について、確認をいたしたいと思います。

基金への積立金のことについては、了解いたしました。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（丹内勉君）

お答えいたします。

場所につきましては、現在の場所を第一優先という方針は現在も変わってございません。まだ、地権者の方々への正式なご協力もこれからでございますので、他の場所というところは、現在のところ考えてございません。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成24年度葛巻町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第8号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成24年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第9号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成24年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第10号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成24年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成24年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時35分まで休憩します。

(休憩時刻 10時27分)

(再開時刻 10時35分)

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第6、議案第12号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の補正の主なものは、業務予定量の変更という形になるろうかと思っておりますが、例えば一般病床の入院患者数が、1日平均32人から25人に減ってくるというようなこ

とで、ここで7人減るということをございます。おそらく病院収入の中でも、次の第3条を見た場合でも、医業収益の中では入院患者数の部分が非常に大きく占めているものではないかと思われます。

例えば、25人に業務量が減ったとするならば、そのベッド利用率は何パーセントになるのか、一般と療養別にお答えをいただきたいと思ひますし、それからまた、病院経営をする際に、例えばベッド利用率が何パーセントくらいの利用率で収支のバランスが取れてくるものなのか、県の平均などができていると思ひますので、その状況をお知らせいただきたいと思ひます。

併せて、このように減額になった理由、それからまた、そうしますと、当初予算に計上した業務予定量が過大の見積もりではなかったのかと言わざるを得ないわけです。そういうような関連について、最初にお伺いをいたしたいと思ひます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

お答えいたします。

今回、実績に基づきます補正でございまして、業務予定量の変更でございまして、入院患者数につきまして7人減としたものでございまして、25人と見込んだものでございまして。

人数の部分でございまして、介護の部分で2.5人減と見込んだものでございまして。

一般の入院の部分でございまして、収支に係る部分で若干単価の補正をしてございまして、当初に見込みました22,000円、1日当たりの単価を23,000円と増額してございまして。それに伴いまして、収入の部分での減額が47,085,000円と見込んだものでございまして、介護につきましては、単価を600円減じまして、15,695,000円の減を見込んだものでございまして。

なお、外来につきましては、人数については移動がございせんが、単価の増が見込まれまして、700円を増額しまして、1人当たりを6,500円と見込んだものでございまして、1日当たり160人と見込みまして、27,440,000円の補正増という予算を見込んだものでございまして。

先ほどの稼働率という部分でございまして、25人と見込みますと、60床でございまして、41パーセント弱となろうかと思ひます。計算上は41.66という稼働率となりまして、介護につきましては83.3パーセントという稼働率になろうかと思ひます。

稼働率の見込みという部分で、プラン等によりまして、望ましい稼働率という部分については、7割という数値が一般的に示されてございまして。計画上は、そこを見込むという部分でございまして、残念ながら、この部分については下回っているという状態にございまして。

診療の体制と申しますか、疾病の部分で、入院主体から外来主体というような状況に診療を行うということ余儀なくされている状態から、このような実績になっておると

いう部分でございます。

当初に見込みました部分が過大であったという部分のご指摘でございますが、平均的な人数等から見込んで、この部分を見込んだものでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

一般病床の分ですが、私は、新病院建設に当たっても、このままいきますと、41パーセントというようなことは、残念ながら現在の60床を確保するという部分では影響が大きいのではないかと思います。

それで、やはり70パーセント以上の稼働率があるのであれば、60床でもいいと思われれますけども、そうしますと、新病院に移行して、さらにまた、この低率でいくという状況になりますと、私は、大変な経営状況に陥っていくのではないかと。

今でも、今年度の当初予算を見ても、たぶん50,000,000円の一般会計から繰り入れが予定になっていたのではなかったかと思っております。そういったような部分でも、その一般会計の負担のあり方と、葛巻病院の経営の状況、こういったような部分で、どこが不足して、この70パーセントの目標に近づけていくかを、やはり徹底的に私は院内で議論していくべきではないかと、このように思います。そうでなければ、このままいくのであれば、新しい病院になっても60床の可能性は、私は難しいのではないかと、そのように心配しております。

この辺の格差が、ものすごく大きいものがあります。新しい病院だけに飛びついて、中身のないものになってきますので、その辺の詳しい分析も、もう少し掘り下げるような工夫も必要ではないかと思っておりますが、どうでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

病院事務局長。

病院事務局長（鳩岡修君）

現在の病床数から見た稼働率という部分でのご指摘、そのとおりだというように考えます。一般的な収支の取れる稼働率が70ということで申し上げました。

ここ数年来の一般病床の入院患者の推移でございますが、介護除きの一般病床での利用率の数値で、人数としますと30中頃という部分が、ここ数年来の数値でございます。

23年度について大幅に減少してございますし、24年度は、それから若干の盛り返しはございますが、大幅に増加しているという状態にないのは現状でございます。

そういう部分で、新病院に向けて、今、極端に数的に落ち込んでいるという状態にあることは、患者数の潜在としては、やや特異な動きというようには捉えてございます。診療体制等の部分、疾病、診療の形という部分からくる数値というようには捉えてござ

いますし、可能な入院、必要のある入院の部分については、入院させるという体制はとっているというようには考えてございますが、このような形で病床数をどこに抑えるかという部分については、その新たな建築の部分での検討には当然に含まれてくるというようには考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれ、このように低率になっているということは、私は、どこかで、やはりサービスが低下しているというように指摘をせざるを得ないものでございます。

今、病院事務局長からお答えいただきましたけれども、次の新築という形になりますと、どうしても町当局の方の責任がだいぶ大きくなってきます。このような実態から見ても、現在60パーセントにしたいのは山々だけれども、これは低率でも、どのような努力をさせていくのか、町長からその辺の検討、それからまた、たぶん病院の検討委員会でも、このようなものが多数ご意見として、指摘が出ているのではないのかなと思われましても、その辺を含めた考え方をお聞かせいただきたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

今回の病床率の関係等々を含めてでございますが、今回の新病院に係る建設委員会等々におきましても、これまでも病床数の検討等を進めておるところであります。これまでの推移、そしてまた、大きく人口減少等も含めまして、あるいは、これまでの周りの県立病院との関わりの中でも、周りも診療所化されてくるといいますか、そういう形にも大きく変わってきている状況等も踏まえながら、今その病床数等々につきましても検討しているところであります。

そういう中で、22年までにつきましては、先ほども申し上げたように、35人から40人の間を推移しているという状況にあったわけではあります。おっしゃいますように、23年度に大きく減少した経緯がございます。

そういう中で、現在はいろいろ、そういう数値等も踏まえながら、そしてまた、この減少はどういう原因と申しますか、分析も含めてでございますが、そういう意見等もいただきまして、そういう中で対応しているところであります。現在、病床数につきましては、一般病床42、そしてまた、介護病床の方が18ということで、約60のベッド数という中で、最終的な決定はもう少し時間がかかるところでございますが、経緯といたしましては、そういうところが、今、議論されているという状況でございます。

そうしますと、今の25人、あるいは28人ということになりますと、一般病床の場合、

約70パーセント等を見据えながら、そういう検討をしている状況であるということをお答え申し上げます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その辺が大変危惧されるところでございますので、例えば新病院になって、一般病床が42床になったとしましても、そのまま40パーセント台で経営されるという形になりますと、これまた、大変なことになってまいりますので、こういったようなものを70パーセント以上に経営努力をする部分が非常に大事ではないのかなと思っておりますので、これから改善される要素といったようなもの、どのような形で進めていくのか、もう一度この点について、お尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それに向けての改善ということですが、正に葛巻病院の患者さんから親しまれる病院という観点の中で、いろいろ検討しているところでありますが、そういう中で、どうしても、そういう視点での改革という中では、やはり病院内の対応する意識改革と申しますか、これらについても、委員会等でもいろいろなご意見をいただいております。正に、意見等をいただきながら、病院内部で意見に係る改善策を検討していただき、すぐ取り組めるものについては取り組んでいるところでありますし、また、長期的にかかる部分もあろうかと思っておりますし、そういう点での整理をしながら、改善策と申しますか、それらについて対処しながら、今、病床率あるいは患者の利用率の低下している部分もありますので、そういう対策にも結びつけてまいりたいと考えて、鋭意取り組んでいるところでありますので、ご理解を賜りたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。

いずれ、新病院に移行する前に、そのような、きちっとした体制づくりをした上で住民への医療サービスに貢献していただきたいと、そして、新病院では、ぜひ住民医療、地域医療が確保されるような形での医療行為、医療活動をやっていただきたいというようなことで、特に、この点については留意しながら、万全を期するようにお願いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第13号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

道路占用料徴収条例の一部改正というようなことですが、基本的には、今回の改正は減額の中身のございですが、その改正によっての影響額等はどのような形になってくるのでしょうか。

それからまた、今回この提案理由の中に太陽光及び風力発電設備に係る道路占用料、この中身でいきますと、こういったような部分については、どこの部分で適用されてくるのか。これを見ましても、分かりづらいので、この点についてお尋ねをいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

今回の改正によりましての影響でございますが、現行で1,323,000円ほどの歳入になってございますが、これが改正されることによって、195,000円ほどの減額になるということで、14.7パーセントほどの減額が見込まれるところでございます。

それから、2点目の改正内容の記載箇所でございますが、4ページのところで、政令第7条第2号に掲げる工作物ということになってございまして、ここで太陽光発電設備等の関係が位置付けされる形になります。

それから、その下の政令第7条第3号に掲げる施設、ここに津波避難施設等の関係がうたわれる形になってございまして、それぞれ、太陽光等の施設については820円になりますし、津波の避難施設等の関係については、Aに0.028という数字を掛けての額という形になるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

今の改正によつての影響額、今のままでいきますと1,300,000円なにがしから190,000円なにがしの減額というような形なのですか。そうしますと、今回の改正によりまして、こちらの方の使用料もだいぶ減額になってきます。そうしますと、こういったような条例が改正されますと、当然、次に予算との関わりが出てくるのですが、その辺は大丈夫なのですか。24年度の当初予算では1,000,000円ほどを見込んでいます。25年度の予算も、私の目から見れば1,000,000円となっているのですが、こういったような整合性は、どうなのですか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

予算上では、余裕を見た形での設定をしてございまして、今、委員お話いただいたとおり1,000,000円ほどでの予算計上になっていますが、どうしても年度で動く場合があったりしますので、そういった形での予算措置をさせていただいているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

要望なのですが、こういったようなところも整合性を取っていただかなければ、はじめに予算を付けて、そしてまた、条例の改正がありましたといったときに全くちぐはぐな問題になるのではないかと。あらかじめ、こういうふうなものが想定されているような場合には、予算の積算上も、今お話いただいたような形での予算措置というような形になってくるのが、我々が審議する場合には見やすいなど。どこがどう変わったのか分かりづらい面がございまして、この辺のところは十分内容検討をしていただきたい。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、葛巻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第14号、情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第15号、個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第16号、葛巻町新型インフルエンザ等対策本部条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

これも新たな条例でございますが、この新型インフルエンザは重要な部分かとは思われますけども、おそらく、このように市町村に条例を設けさせなければならなくなった経緯があるかと思しますので、どのような観点から必要となったのか、解説をいただきたいと思っております。

それから、第2条に組織があるわけですが、充て職ではないような感じになっておりまして、この組織体制をもう少し具体的に解説をしていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（野表壽樹君）

新型インフルエンザ等対策特別措置法が、昨年24年5月11日に公布されております。

それで、今回、この法律の中で町村の方に対策本部の設置が義務付けられております。

この特別措置法は、平成21年に新型インフルエンザが発生しましたが、その際に政府では、新型インフルエンザ対策行動計画等々で対応をしていたわけでございますけども、そういった行動計画、あるいは法的な根拠がなかったということで、今回それらの対策行動計画等々を、さらに実効性のあるものとするために、この措置法ができたということでございます。

それで、今回想定されるものは、この法の中で、住民への予防接種等々がございまして、それらにつきましても、今までは任意の接種でございましたが、今度は、この法の中で住民にも予防接種をするということで、こういった対策本部等々の設置になっているというふうなことでございます。

その対策本部の組織ということで、いわゆる対策本部の本部長は町長ということでございますし、そのほかに副町長、教育長、町の職員が任命するという形になっておりますし、そのほかに必要な職員ということで、これは県の職員とか、あるいは警察を想定しておるというふうなことでございます。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、葛巻町新型インフルエンザ等対策本部条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

この条例の一部改正も、資料にあるとおり、地域主権の改革一括法の分野でございまして、中身を見てみますと、国から市町村への権限移譲というように考えられますけども、今回、この整備基準を市町村で定めなければならないというような改正のようではございますが、例えば整備基準と、この入居基準も然りのようではございますが、これも追加となっているようですが、例えば今回うちの方で基準を定めたとして、これまでの基準とどこか違っているのか。それとも、前に国の方であった基準をそのまま引き延びているような内容のものか、その辺のところは明確になっておりませんので、その中身についてお知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

改正の内容としましては、これまでも国の基準を準拠した形でやってきておりまして、今回の改正の内容も、その国の基準を参酌した形での改正ということになってございますので、内容的には町独自の設定というところはございません。

あと、入居基準の関係で、料金等の関係についても、今、入っている方々の関係もありますので、現在の状況と同じ形での設定とさせていただいたところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第18号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

これも、先ほどの権限移譲の関係での新たな条例設定かと思っておりますけれども、この条例は技術管理者の資格だけを定める条例というようなことで、僅か2条だけで構成されております。念のためお伺いしたわけですが、この2条だけで十分な条例の内容というふうに受け止めてよろしいのかどうか、確認の意味で質問させていただきます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

農林環境エネルギー課長。

農林環境エネルギー課長（荒谷重君）

お答えします。

先ほど話ありました、今回の地域主権一括法に基づくものでございまして、これまでには国によります廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づいて技術管理者の資格を有するものを認定しているものでございますが、今回これを条例に基づいて、質が低下しないような制定をするものでございます。それによって、弊害はございませんので、これまで同様となるものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、葛巻町一般廃棄物処理施設技術管理者の資格を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第19号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

これも先ほどと趣旨は同じような、権限移譲の条例かと認識いたしております。

現在、当町の分についても、簡易水道が布設されているわけですが、こういったようなものが、すべて今回の条例の中に適合されるものと思っておりますけれども、確認の意味でお伺いいたしますが、特に水道管理者、こういったような部分については、簡易水道においても設置しておかなければならないのかどうか、こういったような点。

それから、第4条に、その水道技術管理者の資格をうたっておりますけれども、説明をいただいたところでは、町職員を配置しているというように伺ったような感じがしておりますが、現在何名おられるのか。

例えば、1名の場合には、こういったような水道技術管理者を増やすとか、そういう考えがあるのか、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

今回の改正の関係でございますが、これも一括法の関係での設定ということになって、基準等については、国の方の例的に示されているものを参酌しながらの設定という形になってございます。

それと、技術管理者の方の関係ですが、職員がその管理者になってございまして、今

2名の中で1名その資格を持った者がいるという形になっているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

1名ということですが、いろいろな緊急事態等が生じたような場合には、その管理者を増やしておくとか、そのような心支度はいらないのですか。その方が、たまたま不在になったような場合の対応策も考えておかなければ、水道運営ができなくなるのではないかという意味から申し上げたわけでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

施設には、その管理者が1人必要となっておりますが、町の職員として、その資格を持っているのは現在2人おる、そういう体制は整えておるところであります。以上でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、葛巻町水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第20号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。柴田委員。

柴田勇雄委員

この条例を見てみますと、これまで規定されておりました道路構造令の基準を、今回権限移譲というような形で条例設定と、これも同じような考え方なわけですが、前の道路構造令から、だいぶ基準緩和されている中身になっております。

例えば、5メートルの幅が必要な部分については3メートルなど、縮小したような、いわゆる緩和されているのですが、この条例上では、町の考え方で如何様にでも基準緩和ができるというような趣旨になっているのですか。それとも、何メートルから何メートルの範囲内で条例で決めるというような形になっているのか、その点は不明でございますので、中身をお知らせいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（山下弘司君）

お答えいたします。

変更の内容につきましては、町の自主性ということですので、町の方で設定して、その幅員などは設定してもいい形になるものでございます。

ただ、今回、町の方で提案させていただく考え方としては、国の方の構造令と若干違うところということで、議案提案でも申し上げましたが、車線の関係で、国の方では4メートルとなっているものを3メートルで設定する、そういった箇所等があるわけですが、これは、これまでの町道の整備実態で、最近の整備も、町道に関しては3メートルでの整備等も進めてきている関係もございまして、そういった関係で、こういった設定にさせていただくという考えでございまして。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、葛巻町道路の構造の一般的技術的基準等を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第21号、葛巻町準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、葛巻町準用河川管理施設等の構造の一般的技術的基準を定める条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第22号、グリーンテージ太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、グリーンテージ太陽光発電設備設置工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第23号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分についてを議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、平成24年度葛巻町国民健康保険病院事業会計資本剰余金の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程は全部終了しました。

来週14日木曜日は午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

今日は、これで散会します。ご苦勞様でした。

(散会時刻 11時23分)